

連

載

## 電子技術者のための特許マニュアル

第13回

## 韓国の特許制度を理解しよう！



大嶋洋一

今回は、韓国の特許制度を紹介する。また、日本の制度との違いを理解するうえで必要な特許関係の裁判について説明する。日本の裁判制度は3審制をとっており、特許裁判でも基本的にこれに準じている。一方、韓国には「特許法院」と呼ばれる特許専門の裁判所が存在する。特許法院は、特許の査定不服系訴訟において日本の高等裁判所に相当する役割を果たす。

(編集部)

今年(2002年)韓国は、日本とサッカー・ワールドカップ共催というビッグ・イベントをやり遂げ、しかもベスト4進出という実績を残しましたが、電子機器の世界でも着実に存在感を増してきています。特に、電子機器を支える基幹部品の半導体については、積極的、かつ、継続的な技術開発が続いています。韓国企業のポジションも、中国や台湾などのコスト競争力の強い他地域と比較して、いかに

技術先進国としての地位を確保するか、という点に絞られているようです。

今後、日本企業と韓国企業の間では、技術提携パートナーとして相互に相補し合うビジネスが増えていくように思います。

そこで今回は、技術契約の際に基本となる韓国の知的財産権制度の概略と情報の入手方法を紹介します。



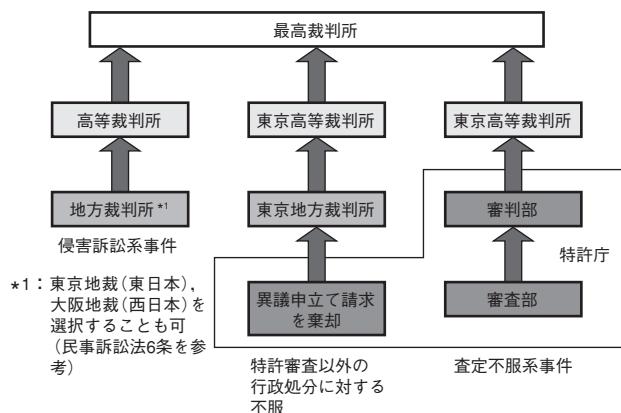
## 特許裁判の制度は複雑

韓国の特許制度は、基本的に日本の特許制度に類似しています。先願主義、公開制度、審査請求制度<sup>注1</sup>などの基本的なしくみにはほとんど違いがありません。その中で一つの大きな特徴は、韓国には「特許法院」が存在することでしょう。特許法院とは、日本における高等裁判所レベルの特許専門の裁判所です。ここで、韓国の特許法院の特徴を理解するための基礎知識として、日本における特許関係の裁判制度について簡単に説明しておきましょう。

## ●特許裁判は請求内容によって処理が異なる

よく知られているように、日本の裁判制度は3審制です。まず、訴えを提起するのは地方裁判所です。その判決に不服があれば高等裁判所に控訴します。そして、高等裁判所の判決にも不服があれば、最高裁判所に上告というように、3回の審理を受ける制度が基本です。

ところが、特許関係の裁判制度では、特許という特殊性を配慮した例外的な規定が設けられています。具体的には、審判制度、管轄権に関する規定などが挙げられます(図1)。



〔図1〕日本における特許関連の裁判制度

日本における裁判の審級制度は、3審制が原則である。しかし、特許のように判断に専門性が求められる場合、最終的な判断を司法に委ねる(最高裁判所へ上告する道を残す)こととして、行政庁に司法的な役割の一部を任せることが認められている。

まず、特許関係の裁判制度は、その請求の内容によって大きく変わってきます。請求内容を大別すると、以下のように分けることができます。

●請求内容が特許庁の行政処分に関連したものか

●特許庁とは無関係のものか

別の言い方をすれば、次のように解釈できます。

●特許庁を被告にしたいのか

●それ以外の人を被告にしたいのか

このうち、特許庁に無関係の訴訟については、地方裁判所に訴えを提起することになります。例えば、特許侵害訴訟などがその典型的な例です。したがって、この場合は通常の3審制度に従って、地方裁判所→高等裁判所→最高裁判所という上訴が可能になります。

また、平成8年(1996年)の民事訴訟法の改正によって特許訴訟の場合、被告地などの通常の管轄権によって訴えを提起する裁判所を選ぶほか、東日本地域では東京地方裁判所に、西日本地域では大阪地方裁判所に訴えを提起することができるよう定められました(民事訴訟法6条)。これは、当事者に特許関係の裁判経験が豊富な裁判官を抱える両裁判所への出訴を選択肢として与え、結果的に特許関係訴訟に関する情報を集中化し、判断の統一性を図るための制度です。

これに対して、特許庁の行政処分に対して不服がある場合には、まず特許庁に対して異議申立てを行います。そして、その決定に不服がある場合、通常の行政不服事件として地方裁判所に訴えることになります。そして、被告となる特許庁の管轄である東京地方裁判所への出訴が原則となります。その後、必要があれば東京高等裁判所→最高裁判所への上訴が可能です。

### ●特許庁の審判部に1審相当の権威が与えられている

ここまで通常の3審制です。では、特許審査に関する査定に不服がある場合(特許庁ではこの不服がもっとも多いのだが…), どのような不服申し立ての手続きを行えば良いのでしょうか。

この場合は、もう一度、特許庁内の審査部の上級審に位置づけられる審判部に対して、あらためて審理をし直すように審判請求を行うことになります。審判部は審判長と審判官からなり、通常、審判長と審判官2名を1合議体として一つの案件を担当します。そして、審判(「判決」に対応して「審決」と呼ぶ)の結果に不服がある場合は、東京高等

裁判所に訴えの提起を行うことになります。

つまり、特許庁内の審判は、特許審査に関しては地方裁判所レベルの審理として位置づけられていることがわかります。特許に関する判断には技術的な知識が求められます。そのため、特許庁の審判部のように技術に対する専門性を備えた者による判断を重視し、その判断に1審相当の権威を認めています。東京高等裁判所では、こうした審決に対する不服の訴えを受け、審決取消訴訟に対する審理が行われます。東京高等裁判所の判断に対して不服がある場合は、最高裁判所に上告することになります。

特許庁による審判は専門家による審理が行われるので問題はないかというと、実は制度上の大きな問題を抱えています。それは、特許付与に関する権限は特許庁のみの専権事項とされている点です。つまり、裁判所で判断しているのは「審判の審理」の適否であって、「特許付与」に関する判断ではないということです。具体的には、裁判所が特許庁の審判の結果について誤っていると判断した場合、裁判所は審決の結果を取り消して特許庁に再度審判をし直すようになれば差し戻すことになります。つまり、特許が付与されるかどうかの判断について、特許庁と裁判所の間を行ったり来たりしてしまうために、最終判断が出るまでに長期間を要してしまうという問題が指摘されています。

以上のように、特許審査に関する訴訟は内容によってさまざまな機関で処理されており、一般の人から見ると複雑に入り組んでいるように見えるでしょう。このような複雑な現在の裁判制度の問題に解決策はないのでしょうか。

### ●韓国の特許法院のしくみ

この点について、一例として特許侵害に関する訴訟を例にとって説明します。特許侵害訴訟は、管轄権の観点から被告の所在地での訴えの提起が原則です。そのため、特許訴訟がさまざまな地方裁判所で審理されることになってしまいます。東京地方裁判所や大阪地方裁判所には特許訴訟を専門に扱う部署がありますが、地方裁判所にはそのような専門部署はありません。このことから、判断結果がばらつくことが予想されます。

かつて、米国では特許裁判の結果が連邦高等裁判所間でばらつき、上訴する者が自分たちにつごうの良い裁判所を選ぶという「forum shopping<sup>注2</sup>」が行われ、適正な裁判が

注2: forumは「裁判所」を、shoppingは「選択すること」を意味する。